# 社会福祉法人 金努福祉会 認定こども園 とよみ保育園



# 1. 施設情報

運営	社会福祉法人 金努福祉会							
施 設 名	幼保連携型 認定こども園 とよみ保育園							
所 在 地	沖縄県豊見城市字真玉橋 238 番地 1							
TEL/FAX	TEL 098-850-1122 · FAX 098-850-1195							
利用定員	3 歳児(5 名) 4歳児(5名)	5歳児(5名)	合計15名					

# 2. 対象児童(次の年齢に該当する児童)

3 歳児クラス※	令和 4(2022)年 4 月 2 日 ~ 令和 5(2023)年 4 月 1 日生まれ
4 歳児クラス	令和 3(2021)年 4 月 2 日 ~ 令和 4(2022)年 4 月 1 日生まれ
5 歳児クラス	令和 2(2020)年 4 月 2 日 ~ 令和 3(2021)年 4 月 1 日生まれ

<sup>※</sup>満3歳になった時点で申込は可能となります。

# 3. 申込から入園までの流れ

3. 中点がつ八国のこの元代									
①募集要項配布	令和7年11月4日(火)~								
②申込受付期間/場所	令和 7 年 11 月 5 日(水) ~ 令和 7 年 11 月 28 日(金)※土日祝除く 午前 9 時~午後 5 時								
③利用調整(選考)	令和 7 年 12月~1月								
〈選考基準〉	利用定員を上回る場合、次の優先順で選考を行います。 但し、基準に照らし合わせて優劣がつかない場合は抽選とします。  1.在園児 2.連携施設 3.在園児のきょうだい児 4.年間を通して教育時間を必要とする児童 5.統括園長が必要と認める者 6.とよみ小学校区在住 ※定員に漏れた方についてはキャンセル待ちとなります。								
④内定通知	令和 7 年1月~2月ごろ ※内定した方へ内定通知および面談等に必要な書類を送付いたします。								
⑤面談・オリエンテー ション	令和8年1月~2月ごろ ※継続園児の面談はありません。 ・お子さんの健康状態や発達の状況などについて面談時に詳しくお聞かせください。 (入園対象児童と一緒に面談となります) ・本園の運営方針・保育方針をご説明いたします。ご説明を受けたうえで入園決定となります。								
⑥入園決定	説明会・面談終了後 ※面談の結果を踏まえ、入園決定した児童の保護者に対して決定通知を送付いたします。								

※内定後、入園までに保護者又は対象児童が申込資格を満たさなくなった場合は、原則として内定等を取り消します。 ※心身に障がいを持ち(特別児童扶養手当受給者、障がい者手帳・療育手帳の所持者等)かつ審査会にて集団保育が可能と判断 された児童、または面談等にて特別な配慮を要すると思われるお子さんについて、施設の受け入れ体制が整わない場合、入園保留 となる場合があります。

# 4. 教育保育時間

開園日	月曜日 ~ 金曜日
教育標準時間	8:00 ~ 13:30
休園日	土曜日、日曜日、祝日、慰霊の日(6月23日)、夏季・秋季・冬季・春季休業日(教育期間外)* 年末年始(12月29日~1月3日)、市と協議した結果、園長が必要と認めた日
教育期間外 <u>*</u> (長期休業期間)	夏季休業期間:7/21~8/31 ・ 秋季休業期間:10/14~10/17 冬季休業期間:12/26~翌年 1/5 ・ 春季休業期間:3/24~4/6(入園式は除く) ※長期休業期間は、とよみ小学校と合わせるため、日程が変更となる場合があります。

# 5. 預かり保育および利用料負担について

下記の通り、必要に応じて預かり保育を利用することができます。

預	かり保育	数育期間外		土曜日	給食費 ※1	教材費等	
	月契約利用	十口	(長期休業期間)	上唯口	和及貝《日	<b>教</b> 的負守	
1号	なし	8:00~13:30		8:00~13:30(850円)	月 6,500 円		
	あり	13:30~18:00 (月 7,000円)	8:00~18:00 (月 7,000円)	8:00~18:00(1,350円)	月 7,000 円	月1,000円 ※衛生費・行	
新2号 ※2		<u>7:00</u> ~ (無位		<u>7:00</u> ~13:30(400円) <u>7:00</u> ~18:00(900円)	月 7,000 円	事プレゼント 代など	
		18:00~19:00 の預	就労等などの理由により、 18:00~19:00 の預かり保育を利用することができます。【土曜日を除く】 (30分200円・1時間300円/月契約 3,000 円)				

- 費用については、<u>日割り計算を行いません</u>のであらかじめご了承ください。(長期休暇含む)
- 料金が一部変更となる場合があります。ご了承ください。
- ※1 給食費について

居住市町村の算定によって、副食費利用者負担額が副食費免除の場合には月1,500円となります。

※2 新2号認定は、預かり保育料が一部無償化なります。無償化後の金額を記載しています。 預かり保育を利用し、その利用料が**無償化の対象**となるためには、別途申請が必要となります。

【申請を希望される方は、園までお声かけ下さい。(申請は2月頃を予定しています)】 ※すでに新2号認定を受けている児童は提出不要。

# <新2号認定について・・・>

満3歳に達する日以降最初の3月31日を経過した子どもで、

保護者の就労等の理由により、<u>保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)</u>を受けることができます。(別途手続きが必要となります)

詳しくは、「子育てのための施設等利用給付認定(新2号認定)」申請のご案内をご確認ください。 豊見城市のホームページからもご確認できます。

# 6. 利用料等の納付について

- ・原則として、口座振替となります。 【振替日:毎月 17 日 ※土日祝にあたる場合は翌営業日】 (口座振替手数料 110 円(保護者様負担)と併せて振替させていただきます)
- ・口座振替が可能な金融機関

「沖縄銀行・琉球銀行・沖縄海邦銀行・コザ信用金庫・沖縄県労働金庫・沖縄県農協・ゆうちょ銀行」 ※ネット銀行等はご利用いただけません。

# 口座振替ができなかった場合

- ・再振替ができないため、指定口座への振込となります。(振込手数料:保護者負担)
- ・給食費等を滞納すると次年度の入園に関して継続できない可能性があります。

# 7. 申込に必要な書類について

(1)すべての方が必要な書類〈子ども1人につき1部〉

No.	必要書類
1	令和8年度 教育·保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書(1号認定用)
2	入園(利用)申請書・重要事項確認書(両面綴り)
3	親子健康手帳の写し(1歳半・3歳 各健康診査結果ページ) ※新入園児のみ

# (2)該当する方のみ必要な書類〈世帯につき1部〉

No.	世帯状況	確認書類
1	生活保護世帯	生活保護受給証明書
2	ひとり親世帯 ※離婚後も父母が同居している又は事実婚 の場合は対象外	以下の①~③のいずれかの写しひとつ ①児童扶養手当受給者証書 ②母子及び父子家庭等医療費助成受給者証 ③婚姻していないことが分かる戸籍謄本
3	ひとり親に準ずる世帯 ※父母が同居している又は離婚協議中の場合は対象外	離婚調停、裁判関係の証明となる書類 ※提出が無い場合は一般世帯としての認定になるため、父母両方の「保育の 必要な証明」の提出が必要です
4	里親世帯等、児童養護施設へ入所して いる児童	養育する児童についての児童相談所長発行の証明書
5	保護者の一方が市外在住の場合や、 令和7年(または令和8年)1月1日 時点で豊見城市に住所が無い場合	個人番号(マイナンバー)(申込書裏面に要記載) ※記載が難しい場合は令和7年度又は令和8年度若しくはその両 方の市町村民税所得課税証明書(全項目が記載されたもの)
6	在宅障がい(児)のいる世帯	以下の①~③のいずれかの写しひとつ ①身体、精神障害者手帳 ②療育手帳 ③特別児童扶養手当証書

- ○各種証明書類は提出時から3カ月以内に発行されたものに限ります。
- (3)新2号を希望される方(申請は2月頃を予定しています) ※すでに新2号認定をうけている児童は提出不要。 詳しくは、「子育てのための施設等利用給付認定(新2号認定)」申請のご案内をご参照下さい。
  - ・子育てのための施設等利用給付申請書・・・・子ども1人につき1部
  - ・保育の必要性を確認できる書類・・・・保護者(父母)1部ずつ
  - ・世帯状況確認書類・・・該当する世帯のみ・世帯につき1部

# 8. その他

令和7年度の利用申込をされている方も、令和8年度の利用を希望する場合は再度申込みが必要です。 この要項に定めることのほか、児童の選考に必要な事項については、認定こども園とよみ保育園が別に定めます。

# 記入例

# 令和 8 度 教育·保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書

( | 号認定用)

豊見城市長 殿

署名または記名押印をお願いします

年 月 日

保護者氏名 豊見城 母美

裏面の同意事項に同意の上、次のとおり、子どものための教育・保育給付認定及び施設利用を申し込みます。 性別 生年月日 氏名 住所 ふりがな 豊見城市字○○番地△△ とみぐすく たろう Η·R 連絡先 (優先順) 月 日 ① 090 - 1234 - 5678 (続柄: 父 ) 曹見城 太郎 女 歳) ② 090 - 5678 - 1234 R8.4. | 時点の年齢( (続柄: 母 ) 現在の保育状況 健康状況 □ 認可保育園・こども園を利用 ①心身障がい等 ☑無 □有(身障/療育/特児) □通所受給者証 請子ど ②医療的ケア ✓無 □有 (施設名: ③発達支援保育の利用希望 ☑無(※) □有 □ 認可外保育施設を利用 」の場合でも、①②で「有」に該当のある子どもは、豊見城市発達支援 (施設名: 該当するものに✓ 査会にて審査を受けて頂く必要があります。 保護者が自宅で保育 Pの①②③で「有」に該当する方は内容を記入して下さい。 □ 保護者が自宅外(勤務先 □ 祖父母等の親族が保育 □ 親族以外が保育 □ その他( 居住 続柄 氏名 生年月日 勤務先又は学校名 世帯状況 状況 (申請子ども以て) 豊見城 父男 父 H | 年 | 月 | 日 | 同·別 豊見城小学校 ✓ 下記該当なし 豊見城 母美 母 H 2 年 I 月 3 日 同・別 豊見城中学校 □生活保護世帯 □ひとり親世帯 年 月 日 同・別 □ひとり親に準ずる世帯 □里親世帯等 □保護者の一方が市外在住の場合 外者 該当する場合、書類の提出が必要になります。 □同一世帯に障がい者のいる世帯 の (該当者の氏名: 状 (案内冊子参照) 況 ※該当がある場合は 別途書類の提出が必要となります。 年 月 日同·別 令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日 期間 3 ○○こども園 施設名 利 用 預かり保育の利用 ✓ 利用希望しない。 希 ※実際の利用は利用□ 利用希望する。(新2・3号利用 □あり □なし) 施設への申込が必要 ※預かり保育を利用し、その利用料が無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定(施設等利用給付認 定[新2·3号])」を受ける必要があり、別途手続きが必要となります。※既認定者は不要。 ※「2世帯員及び同居者の状況(申請子ども以外)」は、保護者及び子どもと同居している方全員を記入してください。 

受付印	fxy0()     fxy0()       /     /	(メモ)	1	優先順		□在園児 □校区内 □在園きょうだい児 □校区外		
	(不備書類等	E)		<del> </del>   <del> </del>	抽選番·	号		_
		,			備 :	考	<ul><li>□申込取下げ( / )</li><li>□利用辞退( / )</li><li>□その他( )</li></ul>	)

#### 4 個人番号(マイナンバー)記入欄

「本人・父・母」は必ず全員記入してください。世帯状況により同居の祖父母の個人番号が必要となる場合があります。

令和7年 月 日の居住市	町村(	那覇市 )、 令和8年   月   日の居住市町村( 豊見城市	)								
氏名	続柄	個人番号 (マイナンバー) 申請する児童および父母のマイナンバーは必ずご記入									
豊見城 太郎	本人										
豊見城 父男	父	→ 「中間する児童のよび文母のマイナラバーは必ずこ記べ」 									
豊見城 母美	母										
		自治体名を記入してください。 									

※個人番号(マイナンバー)の記入が困難な場合は、令和7年度又は令和8年度若しくはその両方の市町村民税所得課税証明書の提出が必要です。

5	世帯状況等申立書	(任意)			

# - 同意事項 -

#### I 個人情報の利用目的

豊見城市長(以下「市長」という。)は、申請子ども、保護者又は扶養義務者の個人情報を申請子どもに係る支給認定証交付、利用調整事務、保育料等の決定・徴収事務のために利用する。なお、収集した個人情報については厳正に管理を行い、これらの目的以外には利用しないこととする。

# ※子ども・子育て支援法(参考)

第 16 条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

#### 2 個人情報の収集方法

- (1) 子ども、保護者又は扶養義務者の世帯状況に関して住民基本台帳の閲覧・複写
- (2) 保護者又は扶養義務者の課税状況に関して住民税課税台帳・課税資料等の閲覧・複写
- (3) 保護者又は扶養義務者の世帯状況・課税状況に関して他市町村に対し必要な情報の提供依頼
- 3 個人番号(マイナンバー)について
  - (I) 提供された個人番号(マイナンバー)について、教育・保育給付認定に関する事務、保育の実施に関する事務及び保育料等の決定・徴収事務等に利用することがあります。
  - (2) 個人番号(マイナンバー)の提供がない場合、地方公共団体情報システム機構または住民基本台帳より番号確認を行います。 また、上記の方法で番号確認ができない場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- 4 個人情報の第三者提供

市長は次の場合に限り、子ども及び保護者又は扶養義務者の個人情報を第三者に提供することができることとする。

- (1) 特に必要が認められる場合において、教育・保育施設へ次の個人情報を提供するとき。
  - ① 氏名、生年月日、連絡先等の施設利用申込書等及び添付資料に記載された個人情報に関すること。
  - ② 保育料等に関すること。
- (2) 児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合において、当該公的機関へ提供するとき。
- (3) 子どもが給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合
- (4) その他、市長が必要と認める場合

#### 5 その他

- (I) 申請内容や添付書類(就労証明書等)に虚偽がある場合は、教育・保育給付認定の取り消し及び教育・保育給付の額に相当する 金額の全部又は一部を子ども・子育て支援法第 | 2 条に基づき徴収します。
- (2) 「幼稚園・認定こども園 ( | 号認定)」利用案内及びその他の関係書類に関してすべてお読みになり、理解したものとして対応 します。

# 令和8年度 教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書

( | 号認定用)

年 月 日

豊見城市長 殿

	10-194 1-1 K										保護者氏名	3		
裏面	の同意事項に	司意の上、	次のと	おり、子ども	ものた	めの教	枚育・保	育給付言	忍定及	び施設を	利用を申し	込みます。		
	氏	名	性別	生	年月日						住所			
	ふりがな			H⋅R	年	月	E C			ì	車絡先(優々		\	
			女	R8.4.1 時点	気の年齢	<b>\$</b> (	歳) ②		_		_	(続柄: (続柄:		
- 1		現在の	保育状态								健康状況	(4)28 113	,	
申	□ 認可保育團	園・こども[	園を利用			①	心身障力	バい等	□無	□有	(身障/療育	(有人特別)	□通所受	給者言
· 明子	(施設名:		_			′ <del></del>	医療的				口勿 ()*/)			
申請子ども	□ 認可外保? (#*:記名:	育施設を利	用		,					希望 ので「有	□無(※) 」に該当のあ		曹貝城市名	≱達 古‡
ъ	(施設名:  □ 保護者がほ	白空で保育			•	/					、 必要がありま		A 200-M-1-7	
	□ 保護者が日			で保育		4	上記の(	1)2(3)7	、「有	」に該筆	当する方はp	内容を記入	して下さい	٠,
	□ 祖父母等の													
	□ 親族以外が	が保育												
	□ その他(						1 1							
	氏	名	続柄	生年	月日		居住状況	勤務分	も又は	学校名		世帯状	犬況	
2 世			父	年	月	日	同・別				_ □生活保護	□生活保護世帯 □ひとり親世帯 □ひとり親に準ずる世帯 □里親世帯等 □保護者の一方が市外在住の場合 □同一世帯に障がい者のいる世帯 (該当者の氏名: ※該当がある場合は 別途書類の提出が必要となります。		
(申請な)			母	年	月	日	同・別							
詴よび				年	月	日	同・別							
も同以居				年	月	日	同・別							
外者の				年	月	日	同·別							
状況				年	月	日	同・別				別途書類の打			
				年	月	日	同・別							
	期間		令和	年	月	I	∃ ~	令	和	年	月	日		
3 利	施設名													
利用希望	預かり保育の ※実際の利用に 施設への申込か です。	は利用□	利用希望 ※預かり		し、その	の利用	料が無償	化の対象	象とな	るために				月給付言
Ж Г2	世帯員及び同原	居者の状況	(申請子							、る方全員	員を記入して	ください。		
					·-· 《	市訂	己入欄	»··						
Ą	受付印	チェック(	① チェッ /	<u> </u>	)			優労	上順	□在園 □校区 □在園		児		
								#T /59	平口	□校区				
(不備書類等)								抽選	番亏 考	□申込 □利用 □その	取下げ( 辞退( 他(	/ )		)

#### 4 個人番号(マイナンバー)記入欄

「本人・父・母」は必ず全員記入してください。世帯状況により同居の祖父母の個人番号が必要となる場合があります。

令和7年 月 日の居住市町			),	令和	<b>和8年</b>	月月日	の居住	市町村	(		)	
氏名	続柄	個人番号(マイナンバー)										
	本人											
	父											
	母											

※個人番号(マイナンバー)の記入が困難な場合は、令和7年度又は令和8年度若しくはその両方の市町村民税所得課税証明書の提出が必要です。

5	世帯状況等申立書			

# - 同意事項 -

#### I 個人情報の利用目的

豊見城市長(以下「市長」という。)は、申請子ども、保護者又は扶養義務者の個人情報を申請子どもに係る支給認定証交付、利用調整事務、保育料等の決定・徴収事務のために利用する。なお、収集した個人情報については厳正に管理を行い、これらの目的以外には利用しないこととする。

# ※子ども・子育て支援法(参考)

第 16 条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

#### 2 個人情報の収集方法

- (1) 子ども、保護者又は扶養義務者の世帯状況に関して住民基本台帳の閲覧・複写
- (2) 保護者又は扶養義務者の課税状況に関して住民税課税台帳・課税資料等の閲覧・複写
- (3) 保護者又は扶養義務者の世帯状況・課税状況に関して他市町村に対し必要な情報の提供依頼
- 3 個人番号(マイナンバー)について
  - (I) 提供された個人番号(マイナンバー)について、教育・保育給付認定に関する事務、保育の実施に関する事務及び保育料等の決定・徴収事務等に利用することがあります。
  - (2) 個人番号(マイナンバー)の提供がない場合、地方公共団体情報システム機構または住民基本台帳より番号確認を行います。 また、上記の方法で番号確認ができない場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- 4 個人情報の第三者提供

市長は次の場合に限り、子ども及び保護者又は扶養義務者の個人情報を第三者に提供することができることとする。

- (1) 特に必要が認められる場合において、教育・保育施設へ次の個人情報を提供するとき。
  - ① 氏名、生年月日、連絡先等の施設利用申込書等及び添付資料に記載された個人情報に関すること。
  - ② 保育料等に関すること。
- (2) 児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合において、当該公的機関へ提供するとき。
- (3) 子どもが給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合
- (4) その他、市長が必要と認める場合

#### 5 その他

- (I) 申請内容や添付書類(就労証明書等)に虚偽がある場合は、教育・保育給付認定の取り消し及び教育・保育給付の額に相当する 金額の全部又は一部を子ども・子育て支援法第 12 条に基づき徴収します。
- (2) 「幼稚園・認定こども園 ( | 号認定)」利用案内及びその他の関係書類に関してすべてお読みになり、理解したものとして対応 します。

# 認定こども園とよみ保育園 入園(利用)申請書(1号認定用)

令和 年 月 日

認定こども園とよみ保育園 園長 殿

教育・保育給付認定申請書(1号認定用)兼施設利用申込書及び必要書類を添えて入園(利用)申請をします。

保護者 住所

氏名

# (1)すべての方が必要な書類〈子ども1人につき1部〉

No.	提出書類	チェック
1	教育·保育給付認定申請書(1号認定用)兼施設利用申込書	
2	入園(利用)申請書・重要事項説明書 ※両面綴り	
3	親子健康手帳の写し(1歳半・3歳 各健康診査結果ページ) ※新入園児のみ	

# (2)該当する方のみ必要な書類〈世帯につき1部〉

No.	世帯状況	提出書類	チェック
1	生活保護世帯	生活保護受給証明書	
2	ひとり親世帯 ※離婚後も父母が同居している 又は事実婚の場合は対象外	以下の①~③のいずれかの写しひとつ ①児童扶養手当受給者証書 ②母子及び父子家庭等医療費助成受給者証 ③婚姻していないことが分かる戸籍謄本	
3	ひとり親に準ずる世帯 ※父母が同居している又は離婚 協議中の場合は対象外	離婚調停、裁判関係の証明となる書類 ※提出が無い場合は一般世帯としての認定になるため、父母両 方の「保育の必要な証明」の提出が必要です	
4	里親世帯等、児童養護施設へ 入所している児童	養育する児童についての児童相談所長発行の証明書	
5	保護者の一方が市外在住の場合や、令和7年(または令和8年)1月1日時点で豊見城に住所が無い場合	個人番号(マイナンバー)(申込書裏面に要記載) ※記載が難しい場合は令和7年度又は令和8年度若しくはその 両方の市町村民税所得課税証明書(全項目が記載されたもの)	
6	在宅障がい(児)のいる世帯	以下の①~③のいずれかの写しひとつ ①身体、精神障害者手帳 ②療育手帳 ③特別児童扶養手当証書	

(3)新2号を申込む予定の方は、下記書類が必要となります。 ※1 月~2 月頃に申請案内。 (※すでに認定をうけている方は提出不要)

No.	提出書類
1	子育てのための施設等利用給付申請書〈子ども1人につき1部〉
2	保育の必要性を確認できる書類〈保護者(父母)1部ずつ〉
3	世帯状況確認書類〈該当する世帯のみ・世帯につき1部〉

受付番号	
受付月日	
受付担当	

# 重要事項確認書

次の項目をよくお読みになり、署名・または記名押印の上申込書と一緒に提出お願いします。

# ○入園申込み・選考について

1	「認定こども園とよみ保育園1号認定園児募集要項」及びその他関係書類に関しては全てお読みになり、理解したものとして対応します。
2	こども園は、面積、保育士数、保育状況等により受入人数が決まります。 退園等により空きがある場合に選考を行いますので、希望する月に必ず入園できるとは限りません。
3	入園希望施設について、事前に見学し教育・保育内容を理解した上で申込みしてください。
4	3歳児クラスの入園において、入園希望月1日時点で受入月齢に達していることが必要です。
5	給食費や保育料、教材費などに未納のある世帯については、次年度のこども園等入園に関して継続できない 可能性があります。
6	入園申込み後、家庭状況・勤務状況等に変更があった場合は速やかにご連絡ください。申込内容が事実とことなると判明した場合は、選考対象から外れたり、入園の内定又は決定を取り消すことがあります。
7	入園選考は締切日までに提出された書類をもとに選考基準に基づき審査を行い、教育時間を必要とする程度の高いものから順位決定します。期限後に提出された書類は、次回の選考からの審査対象となります。
Q	入園の内定又は決定後であっても、利用施設での面談及び健康診断等により、集団保育に適さないと判断

# ○入園について

された場合は、入園できないことがあります。

8

- 世帯の状況が変わった場合は、その都度ご連絡ください。届け出がない場合、判明した時点で1号又は途中 退園となることがあります。(勤務状況の変更、退職、求職等)
- 特別な事情なく1ヵ月以上こども園を利用していない場合、教育時間等を必要とする事由に該当しないとし 2 て、退園となります。

# ○給食等について

1	年度途中で世帯状況が変わり給食費が変更となる場合、その日の属する月の翌月の初日から(その日が初日の場合は初日)給食費の変更を行います。(生活保護受給、婚姻、離婚、障がい世帯への変更等)
2	祖父母等と同居している世帯の場合、祖父母等の課税額を合算し給食費を決定することがあります。
3	前年度及び当該年度の1月1日時点で豊見城市に住所がない保護者は、市民税額が確認できる資料(所得課税証明書等)の提出が必要です。また、住所はあるが未申告の保護者については、税務課等で申告する必要があります。給食費の減額算定時に課税情報が確認できない場合、給食費を基準額で決定します。
4	納付期限を過ぎて給食費等が未納となっている場合は児童手当より給食費等を徴収します。
5	休日の預かり保育について、給食や人員配置が必要なことから、キャンセルの場合は返金できません。

# ○その他

支給認定申請に当たって、4月入所は認定事務が集中し、審査に時間を要することから、支給認定証の交付 は入所選考の結果とともに3月頃に通知します。

以上のことについて確認し、了承しました。

令和 年 月  $\Box$ 

保護者氏名